

大阪府医師自動車連盟 定款

第一条 (名称) 事務所の所在地

名 称 大阪府医師自動車連盟

所在地 大阪市天王寺区上本町八―八―三 山和ビル二〇一

第二条 (会員) 本連盟の会員は大阪府医師会員であることを要す。但し、自動車を所用すると否とを問わない

(入会) 入会を希望するものは所定の事項を記入した入会届を提出すること

(退会) 退会しようとするものはその旨を理事長に申し出なければならない

補則 (準会員) 準会員は他府県医師会員であることを要す。但し自動車を所用すると否とを問わない

(入会) 入会を希望するものは制限事項を理解したうえで所定の事項を記入した入会届を理事会に提出し審査・承認を得なければならない

(退会) 退会を希望するものは理事長に申し出なければならない

(制限事項) 準会員は急患往診用駐車禁止除指定車標章を受けることができない

第三条 (目的) 本連盟は自動車に関連する諸問題について会員の便宜を計ると共に医療に於ける自動車の利用と、その可能性の拡大を図る事を目的とする

第四条 本連盟は前条の目的を達成するため、次の事業を行う

1 関係行政官庁及び他団体との連絡交渉に関する事項

2 自動車整備と車体検査の指導

3 運転技術の向上と事故防止策

4 自動車の需給の紹介

5 会員の親睦を増進するための行事

6 救急医療活動に関する研究と演習

7 その他、目的達成に必要な事項

第五条 本連盟に次の役員を置く

理事長 一名

副理事長 二名

理事 若干名

第六条 理事長、副理事長は総会において会員中より選出する

理事は理事長が指名し総会の承認を経るものとする

第七条 本連盟に顧問及び参与をおくことができる。顧問及び参与は役員会の議を経て理事長がこれを委嘱する

第八条 理事長は本連盟を代表し会務を掌理する

第九条 役員は二年として重任を妨げない

第十条 選挙による役員に欠員を生じたときは補欠選挙を行う。補欠選挙に依り選出された役員は前任者の残存期間とする

第十一条 本連盟の会議は総会及び役員会の二種とする。総会は毎年五月開催する外必要の都度これを開催する

第十二条 この事項は、総会の議決を経なければならない

1 事業計画

2 収支予算、収支決算

3 会費の賦課及び徴収方法

4 規約の変更

第十三条 総会は七日前までに会員に通知するものとし会員の過半数を以て成立する。総会の決議は出席者の過半数で決定する。総会は委任状の行使を認める

第十四条 役員会は必要に応じて理事長が、これを招集する

第十五条 役員会は役員を以てこれを組織し、総会に提出すべき議案の審議その他会務に必要な事項を審議し、これを執行する

第十六条 会員権の停止

次の場合は理事会の議を経て、一時的に、或は無期限に会員を停止し、或は、退会を勧告することができる

1 本連盟の目的に反する行動があった時

2 故なく会費の納入をせざる時

第十七条 本連盟の会計は毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日を以て終了する

第十八条 本連盟の経費は会費、寄付金、その他の収入を以てこれにあてる

第十九条 本連盟に事務員をおくことができる。事務員は役員会の議を経て理事長がこれを任命する

以上、大阪府医師自動車連盟を設立するため、この定款を作成し、各発起人が次に記名押印する。

昭和三十二年五月十二日

発起人 理事長 塘 敏男

発起人 副理事長 西浦 勇

発起人 副理事長 金木 進一

平成二十七年五月二十八日

定款変更（準会員制度創設）

大阪府医師自動車連盟定款に補則。

第二条に追加。